

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

平成28年度後期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

平成29年3月24日(金)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

※平成29年3月卒業又は修了予定者は、平成29年2月23日(木)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額 44,650 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

平成28年11月25日(金)	2ヶ月分
平成28年12月22日(木)	} 1ヶ月分ずつ
平成29年1月26日(木)	
平成29年2月23日(木)	
平成29年3月24日(金)	

※平成29年3月卒業又は修了予定者は、平成29年2月23日(木)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成28年10月24日
学生支援課経済支援係